

## 多度津町農業委員会議事録

令和7年9月19日午前8時55分より午前9時28分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について                       |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について                        |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について               |
| 報告    | その他  |

出席状況

出席委員

農業委員（10名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
11番委員	秋山義充
12番委員	伊達和博
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（4名）	6番委員	池田一普
	7番委員	細川清二
	10番委員	河井弘司
	13番委員	宮武良充

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
産業課長	植松 肇
主 事	炭井 眸



ご審議のほうをお願いします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま昨日の小委員会のご報告をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案の審議のほうへ入りたいと思います。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

**【議案第1号番号1番から番号4番について、議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号2番で解約したものについては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、皆様方からご意見、ご質問の前に、いつものとおり2番の戦前からの小作地の合意解約のところで、担当委員さん、何か参考になることがありましたら。

5番委員

いや、これもうはっきりしたことは分からないが、金額的には動いてないようで、私も心配してまして、千葉の人が持っている農地をこちらから一方的に解約したという話で、このあとどうするのか、今の農地を今後どうするのか聞いてみたが、そこらの話は詰めてないみたいなので、心配してまして。そういう状態です。

議長

ありがとうございました。

今、地元の委員さんのお話がありましたけども、それ以外というか、今のことについても含めて、何か事務局のほうからあれば。

事務局

こちら、今後の貸借のことについては、特に地主さんのほうから意向というものはいただいてないです。おっしゃるように、金銭の動き等はありません。

以上です。

議長

ありがとうございました。

田んぼは、そんなに現地の悪いようなところではないかと。

5 番委員 悪いというところではない。道路にも面してますし。  
議長 面積もそれなりにありますよね。  
5 番委員 福友会で作ってくれてたのですが、小作地なので、これは福友会の  
ほうではできない、ということで使ってません。  
議長 今回解約になったので、可能性としては残っているということか。  
5 番委員 千葉の人が作ってくれと言ってくれれば。  
議長 ありがとうございます。  
そういったことで、それでは議案第 1 号について何かご意見、ご質  
問等ありましたらお願いします。  
ございませんか。  
(なし の声あり)  
ないようですので、それでは議案第 1 号につきましては報告案件と  
いうことをご理解いただきたいと思います。  
続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申  
請について、を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。  
事務局 議案第 2 号をご覧ください。  
**【議案第 2 号番号 1 番と 2 番について、議案書を基に朗読】**  
以上、2 件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ  
総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の  
全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から  
近く問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可には該  
当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。  
以上です。  
議長 ありがとうございます。  
ただいま議案第 2 号の説明をいただきましたけども、これについて  
何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。  
特にございませんか。  
(なし の声あり)  
特にないようですので、それでは議案第 2 号につきまして承認する  
ことにご異議ございませんか。  
(異議なし の声あり)  
ありがとうございます。異議なしということで、議案第 2 号を承  
認といたします。  
続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申

請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

今回、申請のありました転用の申請につきましては、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないなどのことから、許可要件を満たしていると考えています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようですので、それでは議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第4号番号1番と2番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

これもございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

なお、本議案については、申請者の関係に矢野委員さんがおいでしますので、議事参与の制限ということで退室をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

左側に記されております土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容としましては、機構貸借及び利用権設定からの移行による更新が10件、新規契約が13件です。

これらの計画については、更新者については地域計画に既に位置づけられており、新規契約の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようですので、議案第5号を承認いたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域

計画の変更に係る意見聴取について。

農地所有者から地域計画変更申出書が、町へ提出されました。農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしく願いたいいたします。

【議案第6号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

10ページから12ページに、地域計画変更位置図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回の申請地について、目標地図の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかの意見を求められておりますので、耕作者及び周辺関係者との調整は完了していることなどから、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

なお、本件につきましては、2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、議案第6号の説明をいただきましたけども、これもいつもどおり、今日は矢野委員さんばかりで申し訳ないんですけども、皆さん方のご意見を聞く前に、地元の矢野委員さんのほうから何かご意見がありましたら。

5番委員

いや、別にないです。

議長

それでは、皆様方につきましても何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

それでは、特にご意見、ご質問等がないようですので、本議案につきましては意見聴取というふうなことで、意見なしということでご了承いただき、処理いたしたいと思っております。ありがとうございました。

以上で議案のほうは終わったわけでございますけども、いつもどおりその他の報告等について事務局よりよろしく願いをいたしたいと思っております。

事務局長

事務局より3点ご報告をさせていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地転用集計表について、になります。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長

続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農用地利用集積等促進計画の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取する予定となっております。ご確認をよろしく願います。

以上です。

事務局長

3点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局

令和7年度農地転用処理集計表と令和7年9月受付分の事案集計表をお手元にご用意いたしましたので、ご確認のほうよろしく願います。

議長

それでは続きまして、来月の予定について報告をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

10月の小委員会は、16日木曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。当番委員は8番山地委員、推進委員は3番眞鍋委員にお願いしたいと思います。

定例会は、17日金曜日の午前9時から多度津町役場2階大会議室で行います。署名委員は13番宮武委員、14番横關委員、4番西山委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ということで、本日の定例会で予定しておりますことにつきましては以上で終わったわけでございますけども、全体にわたりまして何かございましたら再度お受けしたいと思います。特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それではこれで定例会について終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....